

(様式2表面)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

課等名 みどり公園課

No. 4

許認可等の内容	上府中公園体育施設使用許可	
根拠法令及び条項	小田原市体育施設条例第6条、第7条、第16条	
審査基準	関係条項	小田原市都市公園条例第22条、第23条
	基準 (未設定の場合はその理由)	根拠条例、関係条例及び裏面の基準のとおり。
	参考事項	指定管理者が行う業務
	設定等年月日	平成10年10月1日設定(平成21年10月1日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数15日(休日は含まない。)
	設定等年月日	平成10年10月1日設定(平成21年10月1日最終変更)

(様式2裏面)

審査基準	基準	<p>市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可しない。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認めるとき。(2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。(3) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。(4) 前3号に掲げるもののほか、管理上支障があると認めるとき。 <p>上記(1)～(4)の例示は次のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none">① 青少年の健全な育成を阻害するおそれのある使用をしようとするとき② 指定暴力団等その他団体の構成員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長する恐れがある団体が使用しようとするとき③ その団体の構成員が集団的に又は常習的に反社会的な行動をとることを助長するおそれがある団体が使用しようとするとき④ 個人又は政党が特定の個人を支持することを目的とする後援会又は特定の者を対象に研修会、報告会等に使用する場 合。ただし、広く市民を対象に勉強会、報告会等の政治教育に使用する場合は除く。⑤ 定員を超える使用のとき。⑥ 当該使用により建物や附帯設備をき損又は滅失するおそれがあると認められるとき。⑦ 火気類を使用する場合⑧ 騒音を発生させる使用をする場合であって、これに対する対策が十分でなく、他の利用者や一般市民に危害がぶおそれがあると認められるとき。
------	----	--

<p style="text-align: center;">審 査 基 準</p>	<p style="text-align: center;">基 準</p>	<p>⑨ 当該使用に伴い多数の人が集まることにより、交通渋滞その他場内外の混乱が発生するおそれがあると認められるとき。</p> <p>⑩ 過去において施設管理上の指示に従わなかったことなど、施設管理上の指示に従わないおそれがあると認められるとき。</p> <p>⑪ 葬儀、宗教上の式典その他これらに類する行事のため施設を使用しようとするとき。</p> <p>⑫ 主として物品の販売又は宣伝若しくはこれらに類することを目的として使用しようとするとき。</p> <p>⑬ 申請書類記載事項に虚偽が認められるとき。</p> <p>⑭ 建物及び設備の管理点検又は改修工事をするとき。</p> <p>⑮ その他①～⑮に準ずると認められるとき。</p>
--	--	--